

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

対 象 期 間	(自) 令和 年 月 日	担 当 者	役職：
	(至) 令和 年 月 日		
確 認 日			役職：

このチェックシートは、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書の作成及び提出をするにあたり、その内容の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。

皆様の適正申告に資するためにご提供するものですので、当局へ提出していただく必要はありません。

(注) A 欄には「消費税のあらまし」(令和7年6月)の主な関連ページ、B 欄には「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」(令和7年6月)の主な関連ページをそれぞれ記載しております。

チ エ ツ ク ポ イ ン ト			チェック欄			A	B			
			適	否	無					
I 納税義務						18	2			
1	消費税の納税義務者に該当しますか。								7 7 19 21, 61 22, 23, 61	2
	以下のいずれかに該当する場合には消費税の納税義務があります。									
	①適格請求書発行事業者の登録を受けている場合									
	②基準期間の課税売上高が1, 000万円を超える場合									
	③特定期間の課税売上高が1, 000万円を超える場合					○	○	○		
	※特定期間における1, 000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます（いずれの基準で判断するかは納税者の任意です。）。									
	④「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、適用課税期間が開始している場合								21, 61	
	⑤新設法人の特例、高額特定資産を取得した場合等の特例等により事業者免税点制度が制限される場合								22, 23, 61	
II 課税売上げ						7 8				
2	対価性のある負担金、分担金等の収入を課税売上げに含めていますか。								10[3]	
	各種事業の実施に伴う役務の提供と負担金等との間に明白な対価関係がある場合には、当該負担金等は課税売上げに含める必要があります。					○	○	○		
3	建物などの資産（土地は除きます。）を売却した場合、譲渡対価の額が課税売上げとなりますが、売却益を課税売上げとしていませんか。又は、売却損を課税仕入れとしていませんか。					○	○	○		
4	非課税とした土地の貸付けに、貸付けに係る期間が1 か月未満の場合や駐車場等の施設利用に伴って土地が使用される場合などの課税売上げとなる土地の貸付けが含まれていませんか。					○	○	○	12[1]	
5	非課税とした住宅の貸付けに、貸付けに係る期間が1 か月未満の場合などの課税売上げとなる住宅の貸付けが含まれていませんか。					○	○	○	14[13]注12	
6	非課税とした行政手数料等に、法令に定められていない事務に係る手数料などの課税売上げとなる行政手数料等が含まれていませんか。					○	○	○	13[5]－①	
7	対価補償金以外の補償金は不課税ですが、課税売上げとしていませんか。									
	例えば、水道管移設補償金、ガスパイプ移設補償金などの資産の移転に要する費用の補填に充てるものとして交付を受ける補償金は不課税です。					○	○	○		
8	資産の譲渡等の時期は適切ですか。								26 69[2]	3 28
	例えば、棚卸資産の譲渡については引渡しの日、資産の貸付けについては使用料等の支払を受けるべき日、役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日が資産の譲渡等の時期となります。 ただし、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等の時期については、それぞれ予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その対価を収納すべき会計年度の末日において行われたものとすることができます。また、消費税法別表第三に掲げる公共法人等についても、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その対価を収納すべき課税期間の末日に行われたものとするすることができます。 なお、適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合には、登録開始日の属する課税期間の初日から登録開始日の前日までの期間（免税期間）に行った資産の譲渡等について、会計年度の末日に行われたものとしなないことも認められます。この場合、免税期間に行った資産の譲渡等については、当該課税期間の申告に含めないこととなり、その登録を受けた日（登録開始日）以後に行った資産の譲渡等のみ、その対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとしてその課税期間の申告に含めることとなります。 ※なお書の取扱いを受ける場合には、免税期間に行った課税仕入れ等についても当該課税期間の申告に含めないこととなります。【No. 22参照】					○	○	○		

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ エ ッ ク ポ イ ン ト			チェック欄			A	B	
			適	否	無			
Ⅲ－① 課税仕入れ（全般）						7 28		
9	簡易課税制度の適用はありますか。					○ ○ ○	28 41	
	簡易課税制度が適用される場合、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんので、以下「Ⅲ課税仕入れ」の検討は不要です。 なお、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合は簡易課税制度は適用されません。							
10	小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用はありますか。					○ ○ ○	47	69
	2割特例が適用される場合、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんので、以下「Ⅲ課税仕入れ」の検討は不要です。 ※2割特例は、適格請求書等保存方式を機に免税事業者から課税事業者になった事業者に適用されるため、適格請求書発行事業者ではない課税事業者や適格請求書等保存方式とは関係なく課税事業者となる者については、2割特例の適用はありません。							
11	課税仕入れ等の事実を区分経理して記載した帳簿等を保存していますか。					○ ○ ○	32[3] 33(参考) 34 35[4] 36[5] 50[5] 51[6] 68 73	20 68
	課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理（取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存がない場合、その保存がない課税仕入れ等に係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができません。 なお、適格請求書等の保存も必要となります（ただし、適格請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置の対象取引（少額特例）については帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。）。							
12	免税事業者等からの課税仕入れについて仕入税額控除を行っていませんか。					○ ○ ○	38	
	令和5年10月1日以降は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなりました。 ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿に「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、経過措置の適用により、令和5年10月からの3年間は、仕入税額相当額の80%、令和8年10月からの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができます。 なお、一の免税事業者等から行う本経過措置の対象となる課税仕入れの額の合計額（税込み）がその年又はその事業年度で税込み10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用はありません（令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用）。							
Ⅲ－② 課税仕入れ（課否判定・計上時期）						7 8		
13	給与等を対価とする役務の提供は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○	7	
14	出向者を受け入れている場合に出向元に支払う給与負担金は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○		
15	通勤手当、出張旅費、宿泊費、日当等のうち、通勤や旅行に通常必要と認められない部分は給与に該当するため不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○	34	
	通勤や旅行に通常必要と認められる部分の金額は、課税仕入れとなります。 なお、この金額については、適格請求書の保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。							
16	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等は免税又は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○	34	
	国内出張旅費（鉄道運賃や宿泊費等）を他の海外出張旅費と区分しているときは、その国内出張旅費については課税仕入れとして取り扱って差し支えありません。 なお、その国内出張旅費を出張者に支給する場合は適格請求書の保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（通常必要と認められる部分の金額に限ります。）。							
17	商品券、ギフト券、旅行券等の購入対価は非課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○	13[4]－②	
	商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた場合には、その対価は課税仕入れとなります。							
18	信販会社へ支払うクレジット手数料は非課税ですが、課税仕入れとしていませんか。					○ ○ ○		

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト			チェック欄			A	B
			適	否	無		
19	損害賠償金の支払は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。						
	解約手数料や取消手数料などは、解約等の請求に応じて行われる役務提供の対価である場合には、課税仕入れとなります。		○	○	○		
20	同業者団体や組合等に支払った通常会費や一般会費は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。		○	○	○		
21	車両等の買換えを行った場合に、購入額から下取額を控除した金額を課税仕入れとしていませんか。						
	資産の買換えにおいては、課税資産の譲渡等（旧車両等の譲渡（下取り））と課税仕入れ（新車両等の購入）の二つの取引が同時に行われていますので、下取額が課税売上げ、購入額が課税仕入れとなります。		○	○	○		
22	資産の引渡しを受けていない又は役務の提供が完了していないにもかかわらず支払時の課税仕入れとしていませんか。						
	国又は地方公共団体が行った課税仕入れ等の時期については、それぞれ予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その費用の支払をすべき会計年度の末日において行われたものとしてすることができます。また、消費税法別表第三に掲げる公共・公益法人等についても、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとしてすることができます。 なお、適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合には、登録開始日の属する課税期間の初日から登録開始日の前日までの期間（免税期間）に行った課税仕入れ等について、会計年度の末日に行われたものとししないことも認められます。この場合、免税期間に行った課税仕入れ等については、当該課税期間の申告に含めないこととなり、その登録を受けた日（登録開始日）以後に行った課税仕入れ等のみ、その対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとしてその課税期間の申告に含めることとなります。 ※なお書の取扱いを受ける場合には、免税期間に行った資産の譲渡等についても当該課税期間の申告に含めないこととなります。【No. 8 参照】		○	○	○	26 69〔2〕	3 28
23	建設工事等において目的物の引渡し又は役務提供の完了を伴わずに支払った着手金、中間金、前渡金等を課税仕入れとしていませんか。						
	建設工事等において、出来高を検収した上で出来高検収書を作成し、それに基づき代金を支払うこととしている場合には、その支払時において課税仕入れとすることができます。 なお、事業者の行う建設工事について、その事業者が適格請求書発行事業者でなくなったことにより、適格請求書の交付ができないものであることが判明した場合には、出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税額を、その交付ができないことが明らかとなる建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額から控除することとなります。		○	○	○	26	
Ⅲ－③ 課税仕入れ（課税売上割合）						29〔1〕	
24	消費税額及び地方消費税額を課税売上割合の計算の際の分母、分子に含めていませんか。		○	○	○	7 注14 29〔1〕	
25	国外取引に係る対価の額、配当金収入、保険金収入等の不課税取引の額を課税売上割合の計算の際の分母、分子に含めていませんか。		○	○	○	29注 2	
26	売上対価の返還等の額を課税売上割合の計算の際の分母、分子から控除していますか。		○	○	○	7 29〔1〕	
27	分母に含める有価証券や金銭債権の譲渡対価の額について、当該譲渡対価の全額ではなく5％に相当する金額としていますか。		○	○	○	29〔1〕	
28	算出された課税売上割合について、端数を切り上げていませんか。						
	課税売上割合は、原則端数処理できませんが、任意の位以下の端数の切り捨ては認められます。		○	○	○		
Ⅲ－④ 課税仕入れ（調整前の控除対象仕入税額）						30〔2〕	
29	課税仕入れに係る消費税額を課税仕入れに係る支払対価の額の8％（軽減税率）又は10％（標準税率）相当額としていませんか。						
	課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）に6. 24/108（軽減税率）又は7. 8/110（標準税率）を乗じて算出します。また、旧税率（3％、4％又は6. 3％）が適用された取引がある場合には、それぞれ3/103、4/105又は6. 3/108を乗じて算出します。		○	○	○	30〔2〕①	
30	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95％未満であるにもかかわらず、課税仕入れ等に係る消費税額を全額控除していませんか。		○	○	○	30〔2〕②	

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト			チェック欄			A	B
			適	否	無		
31	個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合において、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」「その他の資産の譲渡等」又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」を含めていませんか。					30[2]②	
	「その他の資産の譲渡等」には、例えば、販売用の土地の造成費用、賃貸住宅の建築費用、有価証券の売買手数料等が該当し、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」には、例えば、両者に共通して使用される資産の取得や、福利厚生費、消耗品費、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金等が該当します。		○	○	○		
32	課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）に係る支払対価の額を仕入税額控除の対象外としていませんか。 又は、課税売上割合が95%以上であるにもかかわらず、特定課税仕入れに係る支払対価の額を仕入税額控除の対象としていませんか。					49[3] 50[4]	
	課税売上割合が95%未満である場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額を課税標準額にも含める必要があります。この場合、申告書第二表（課税標準額等の内訳書）の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載する必要があります。		○	○	○		
33	適格請求書発行事業者でない国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」を仕入税額控除の対象にしていませんか（令和5年10月1日から）。					51[6]	
	令和5年10月1日から登録国外事業者制度は適格請求書等保存方式へ移行しました。 したがって、同日以後、国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合に、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び国外事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要です。 また、国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」について、適格請求書の保存がない場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（80%・50%経過措置）の適用を受けることはできませんが、少額特例（一定規模以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う税込み1万円未満である課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除をすることができる経過措置）の適用を受けることは可能です。		○	○	○		
Ⅲ－⑤ 課税仕入れ（特定収入）						70	4
34	租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、負担金（対価性のないものに限ります。）、他会計からの繰入金（対価性のないもので、国、地方公共団体に限ります。）、会費等（対価性のないものに限ります。）、喜捨金等（対価性のないものに限ります。）は特定収入に該当しますが、特定収入から除いていませんか。		○	○	○	70	6
35	法令又は交付要綱等において特定支出に充てるよう用途が特定されている補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。					70	6 12
	「特定支出」とは、課税仕入れに係る支出以外の支出等をいい、例えば、給与、利子、土地購入費などが該当します。 なお、料金値引きの実績に基づき算定される交付金など、法令又は交付要綱等において、課税仕入れとなる支出（例えば「機械装置の取得費用」など）又は課税仕入れとならない支出（例えば「給料」など）に使用されることが具体的に明らかになっていないものについては、消費税法上は、「法令又は交付要綱等で用途が明らかにされているもの」には該当しません（法令又は交付要綱等で用途が明らかにされていないものであっても、国・地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書により用途を特定することができます。）。		○	○	○		
36	通常の借入金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。					70	6 7
	「通常の借入金等」とは、借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のための補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のものをいいます。		○	○	○		
37	特殊な借入金等のうち、法令において特定支出のためにのみ使用するとされているものは特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。					70	6 7
	「特殊な借入金等」とは、借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のための補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているものをいいます。		○	○	○		
38	通常の借入金等が特定支出のためにのみ使用される場合で、借入れ後に法令、交付要綱等でその借入金等の返済のためにのみ用途を特定された補助金等が交付されたとき、その補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。		○	○	○		7
39	特殊な借入金等の借入れ後に法令、交付要綱等でその借入金等の返済のためにのみ用途を特定された補助金等が交付された場合、その補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。		○	○	○		7

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト			チェック欄			A	B
			適	否	無		
Ⅲ－⑥	40	消費税の還付金は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。また、消費税の還付加算金は特定収入に該当しますが、特定収入から除いていませんか。	○	○	○		24
	41	補助金等の繰越金は、実際に収受した年度において特定収入に該当するか否かの判定を行うことになり ますが、歳入として受け入れた年度で特定収入の判定を行っていませんか。	○	○	○		22
	42	免税事業者である課税期間に通常の借入金等を財源として課税仕入れを行っている場合において、当該 借入金等の返済に充てるための補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。	○	○	○		21
	43	適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から課税事業者となった場合のその登 録を受けた日（登録開始日）の属する課税期間中の特定収入の判定は適切ですか。					28
		免税事業者である地方公共団体の特別会計等が適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期 間の途中から課税事業者となる場合であっても、登録開始日前に受け入れた補助金等も含め、その使途の 特定（特定収入に該当するかどうかの判定）を行う必要があります。	○	○	○		
	44	国外取引に係る対価の額を特定収入割合の計算の際の分母から除いていませんか。					4
		課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では国外取引に係る対価の額を計算に含める必要 があります。	○	○	○		
	45	売上対価の返還等の額を特定収入割合の計算の際の分母から除いていませんか。					
		課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では売上対価の返還等の額を控除する必要はあり ません。	○	○	○		
	46	有価証券や金銭債権の譲渡対価について、当該譲渡対価の全額ではなく5％に相当する金額を特定収入 割合の計算の際の分母に含めていませんか。					
		課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では有価証券や金銭債権の譲渡対価の全額を計算 に含める必要があります。	○	○	○		
	47	特定収入割合が5％超であるにもかかわらず、課税仕入れ等の消費税額の全額を仕入税額控除の対象と していませんか。	○	○	○		4（3） 11
	48	使途不特定の特定収入がある場合に、調整割合による調整計算を行っていますか。					6 12
		「使途不特定の特定収入」とは、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入をいい、例えば、寄附金 収入、出資に対する配当金収入、保険金収入等が該当します。	○	○	○		
	49	令和元年10月1日前に借入金等を財源として旧税率6.3％が適用される課税仕入れを行い、当該借入金等 の返済等のために補助金等が同日以後交付された場合に、当該補助金等が交付された課税期間における特 定収入に係る仕入控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算しています か。	○	○	○		26
Ⅲ－⑥ 課税仕入れ（控除対象仕入税額の調整計算）							
Ⅲ－⑥	50	特定収入がある場合に、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」を利用して控除対象仕入税額 を算出していますか。					67
		「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」は国税庁ホームページに掲載していますので是非ご利用 ください。	○	○	○		
	51	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入税額控除の調 整規定の適用を受ける場合に、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表【控除対象外仕入れに係る 調整用】」を利用して控除対象外仕入れに係る調整対象額を算出していますか。					67
		「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表【控除対象外仕入れに係る調整用】」は国税庁ホーム ページに掲載していますので是非ご利用ください。 また、「適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除 税額の調整規定」については、国税庁ホームページに掲載されている「国、地方公共団体や公共・公益法 人等と消費税」をご参照ください。	○	○	○		

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト		チェック欄			A	B
		適	否	無		
52	次の算式により計算した割合が5%以下の特定収入であるにもかかわらず、取戻し対象特定収入がある場合の仕入税額控除の調整計算を行っていませんか。	○	○	○		15（7）
	取戻し対象 特定収入 = 課税仕入れ等に係る特定収入により支出された 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 課税仕入れ等に係る特定収入により支出された 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 > 5%					
	「取戻し対象特定収入」とは、上記算式により計算した割合が5%を超える場合のその特定収入をいいます。					
	53	「取戻し対象特定収入」に該当するかどうかの判定を、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行っていますか。	○	○	○	
「取戻し対象特定収入」に該当するかどうかの判定は、その課税期間に受領した全ての課税仕入れ等に係る特定収入の合計額を基礎として行うものではなく、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行います。						
54	取戻し対象特定収入がある場合の仕入控除税額の調整対象額は、国等へ報告することとされている文書等により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにした課税期間において課税仕入れ等の税額の合計額に加算されていますか。	○	○	○		15（7）
55	取戻し対象特定収入がある場合の仕入控除税額の調整対象額を加算している課税期間は、免税事業者ではない課税期間又は簡易課税制度若しくは2割特例の適用を受けていない課税期間ですか。	○	○	○		15（7）
IV その他						
56	電子申告義務がある法人（当課税期間開始のときにおける資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える公共・公益法人等、国及び地方公共団体（地方公営企業を含みます。））の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。 なお、「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細（特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表）」をPDFで送信することが可能です。	○	○	○	55	20
57	申告書の添付書類等に漏れはありませんか。					
	＜一般用申告書・簡易課税用申告書 共通＞ ・申告書第二表（課税標準額等の内訳書） 申告書第一表とともに提出するものです。	○	○	○		
	＜一般用申告書＞ ・付表1－3（税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表） 一般用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合には、付表1－1及び付表1－2を使用することになります。 ・付表2－3（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表） 一般用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合には、付表2－1及び付表2－2を使用することになります。 ・消費税の還付申告に関する明細書 消費税の還付申告書を提出する場合に添付するものです。	○	○	○	59[3]	
	＜簡易課税用申告書＞ ・付表4－3（税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表） 簡易課税用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合には、付表4－1及び付表4－2を使用することになります。 ・付表5－3（控除対象仕入税額等の計算表） 簡易課税用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合には、付表5－1及び付表5－2を使用することになります。	○	○	○	59[3]	
	＜一般用申告書・簡易課税用申告書（2割特例の適用）＞ ・付表6（税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕） 2割特例を適用する場合に添付するものです。	○	○	○		

消費税申告チェックシート＜国、地方公共団体及び公共法人用＞

チ エ ッ ク ポ イ ン ト		チェック欄			A	B
		適	否	無		
58	法令又は交付要綱等により用途が特定されない補助金等について、消費税法基本通達16－2－2(2)に基づき、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書によって用途を特定している場合、その補助金等の用途を明らかにした文書を申告書に添付していますか。	○	○	○		10
	消費税確定申告書とともに「用途を明らかにした文書」を提出する必要があります。					
59	一般用申告書及びその添付書類は正しく記載されていますか。					
	令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1－1②のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表1－2②の各欄）又は1－3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2－1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2⑩の各欄）又は2－3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	○	○	○		69
	売上税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、売上税額の計算について割戻し計算を適用している場合には、仕入税額の計算は積上げ計算又は割戻し計算のいずれかを選択することができます。					
	令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2－1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2⑩の各欄）又は2－3⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、付表2－1⑫のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2⑫の各欄）又は2－3⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	○	○	○		
	仕入税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けるためには、次の(1)及び(2)を保存することとされています。 (1) 適格請求書発行事業者以外の者から受領した区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等 (2) 経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿					
	申告書第一表①欄の金額は、付表1－3①C欄（又は付表1－1①F欄）の金額と一致していますか。	○	○	○		
	申告書第一表⑥欄の金額は、貸倒れとなった売掛金等の額（税込額）の6.24/108又は7.8/110相当額（貸倒れとなった課税資産の譲渡等を行った期間に応じて3/103、4/105又は6.3/108相当額）を記載していますか。 また、不課税取引又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	○	○	○		
	申告書第一表⑩欄及び⑪欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	○	○	○		
	申告書第一表⑰欄又は⑱欄の金額は、それぞれ⑧欄又は⑨欄の金額と一致していますか。	○	○	○		